

成田市国民健康保険高額医療費資金貸付規則

(目的)

第1条 この規則は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第57条の2の規定による高額療養費（以下「高額療養費」という。）の支給を受けることが見込まれる世帯主に対し、高額療養費の支給を受けるまでの間、当該高額療養費の支給に係る療養に要する費用を支払うための資金（以下「資金」という。）を貸し付けることにより、国民健康保険の被保険者の福祉の向上に寄与することを目的とする。

(貸付対象者)

第2条 資金の貸付けを受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 本市の国民健康保険の被保険者の属する世帯の世帯主であつて、高額療養費の支給を受けることが見込まれること。
 - (2) 成田市国民健康保険税を完納していること。
 - (3) 資金の貸付申請に係る一部負担金（成田市国民健康保険条例（昭和34年条例第28号）第5条に規定する一部負担金をいう。）の額から当該貸付申請額を差し引いた額を医療機関等へ支払っていること。
- 2 市長は、特に必要があると認めるときは、前項第2号に規定する要件を免除することができる。

(貸付金の額)

第3条 資金の貸付金（以下「貸付金」という。）の額は、高額療養費支給見込額の10分の8に相当する額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

(貸付期間)

第4条 貸付金の貸付期間は、第9条第2項の規定により資金を貸し付けた日から当該貸付金に係る高額療養費が支給される日までの間とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、高額療養費の額が貸付金の額に満たないときは、その差額分については、市長が定める日までとする。

(貸付利息)

第5条 貸付金は、無利息とする。

(貸付けの申請)

第6条 資金の貸付けを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、国民健康保険高額医療費資金貸付申請書（別記第1号様式）に医療機関等からの療養に要する費用の内訳が記載された請求書又は領収書を添えて、市長に

申請しなければならない。

- 2 申請者が前項の請求書を添えて申請する場合にあっては、第2条第1項第3号の支払について、医療機関等の証明を受けなければならない。

(高額療養費の支給申請)

第7条 申請者は、前条第1項の規定により貸付けの申請をするときは、当該貸付けの申請と併せて高額療養費の支給申請をしなければならない。

(貸付けの決定等)

第8条 市長は、第6条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、資金の貸付けの可否及び貸付金の額を決定し、国民健康保険高額医療費資金貸付決定・却下通知書(別記第2号様式)により、当該申請者に通知するものとする。

- 2 前項の規定により資金の貸付けの決定を受けた者(以下「借受人」という。)は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 国民健康保険高額医療費資金貸付金借用書(別記第3号様式)

(2) 委任状(別記第4号様式)

(貸付方法)

第9条 貸付金の貸付方法は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 医療機関等に療養に要する費用を全額支払った場合 現金による支払又は預金口座等への振込み

(2) 前号以外の場合 借受人の委任に基づく医療機関等への直接支払

- 2 市長は、前条第1項の規定により資金の貸付けの決定をし、借受人から前条第2項各号に掲げる書類の提出があったときは、速やかに資金の貸付けを行うものとする。

(貸付決定の取消し)

第10条 市長は、借受人が次の各号のいずれかに該当するときは、第8条第1項の規定による貸付決定の取消しをするものとする。

(1) 偽りその他不正な手段により貸付けを受けたとき。

(2) 第2条第1項各号に掲げる要件を備えていないことが明らかになったとき。

(貸付金の償還等)

第11条 市長は、第8条第2項第2号に規定する委任状に基づき、高額療養費を受領したときは、これを貸付金の償還に充てるものとする。

- 2 前項の場合において、受領した高額療養費の額が貸付金の額に満たないとき又は貸付金の額を超えるときは、市長は、その不足し、又は超過する金額を高額医療費資金貸付金精算通知書(別記第5号様式)により借受人に通知し、精算するものとする。

3 第1項の規定により受領した高額療養費の額が貸付金の額に満たないときは、借受人は、第4条第2項の規定により市長が定める日までにその不足する額を償還しなければならない。

(氏名等の変更)

第12条 借受人の氏名若しくは住所に変更があったとき又は借受人が死亡したときは、当該借受人又はその相続人等は、速やかにその旨を高額医療費資金貸付借受人変更届（別記第6号様式）により、市長に届け出なければならない。

(返還)

第13条 借受人は、第10条の取消しを受けたときは、直ちに貸付金の全額を返還しなければならない。

(委任)

第14条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(成田市国民健康保険高額医療費資金貸付基金の設置及び管理に関する条例施行規則の廃止)

2 成田市国民健康保険高額医療費資金貸付基金の設置及び管理に関する条例施行規則（平成14年規則第14号。以下「旧規則」という。）は、廃止する。

(経過措置)

3 前項の規定による廃止前の旧規則の規定に基づき行われた手続その他の行為は、この規則の相当規定に基づき行われたものとみなす。

[別記様式 略]